

DOCUMENT series 175 Eye

混合交通を観察する

1時間に駐停車した車両132台中 エンジンをかけたままの車両は70台

W.H.Y アイドリング・ストップは 浸透しているか?

1997年の「地球温暖化防止京都会議」以降、二酸化炭素(CO2)の削減など環境問題に対する意識は世界的なレベルで高まりを見せている。このため、アイドリング・ストップを条例に盛り込んでいる自治体も増加しており、1998年には、東京都や埼玉県、神奈川県、兵庫県、奈良市など31以上の自治体におよんでいる。さらに東京都の条例の場合、2000年4月よりそれまでの「努力義務」という表現が「義務化」

となつてより強化された。

首都圏では路線バスの多くが信号待ちの際に自動的にアイドリングをストップさせている。また、トラック運送業界で



信号待ちでもアイドリング・ストップを行なう路線バス

も業界をあげてアイドリング・ストップ運動に取り組んでいる。では、アイドリング・ストップの実際はどうか。真夏の昼に、東京都内で観察した。

WATCHING

エンジンをかけたまま 車内で休憩するドライバー

観察場所は東京・新宿区の東京都庁に隣接する「ふれあい通り」。片側2車線の道路で交通量はさほど多くはない。この通りに駐停車する車両のアイドリング・ストップ状況を観察した。この道路には駐停車禁止の標識があるが、荷降ろしやコ



観察場所 / 東京都新宿区西新宿2-3付近
観察日 / 8月5日(木曜日)
天候 / 晴れ
観察時間 / 10:55 ~ 11:55(1時間)
観察者 / 4名

エンジンをかけたまま車内で昼寝をするドライバー

駐停車車両のエンジン停止・不停止状況

駐停車時間	エンジン停止	エンジン不停止	小計
5分未満	27	16	43
5 ~ 15分	20	21	41
15 ~ 30分	6	18	24
30 ~ 45分	4	7	11
45 ~ 59分	1	5	6
60分以上	4	3	7
合計	62	70	132

ンビエンスストアなどに立ち寄る車両、街路樹が生い茂って木かけを形成しており、休憩のために駐停車する車両が見られた。
観察時間中に駐停車したクルマは計132台。荷降ろしのトラックや乗用車、客待ちのタクシーや工事車両などで、多くは仕事用の商用車であった。観察の結果、半分以上にあたる70台(53.3%)がエンジンをかけたままであった。
その多くはドライバーが車内でエアコンを使用しながら、弁当を食べたり、マンガを読んだり、昼寝をするケースであった。客待ちのタクシーも、停車中にエンジンを止めることはなかった。この他、同乗者を車内に残してドライバーがクルマを離れる場合も、アイドリング状態であった。エンジンをかけたまま20分以上もクルマから離れていたドライバーも観察された。観察時間中(1時間)ずっとエンジンをかけたまま駐停車していたクルマは3台いた。一方では、エンジンを停止させ、窓を全開にして休憩していた運送会社のトラックドライバーもいた。

PROPOSE

不必要なアイドリングは 燃料の無駄遣いにも直結

周辺では正午近くになると歩行者の数も増加し、横断禁止場所でも横断する歩行者が多く見られた。そのほとんどが駐停車車両のすき間から駆け出すという状況であった。



休憩以外にも、エンジンを止めずに携帯電話で通話をしたり、地図を調べたりするドライバーもいた

真夏の日中、駐停車時に車内にいる場合は、エアコンを使用したくなる気持ちもわかる。だが、大気汚染防止・地球温暖化防止の観点から、駐停車時には人のため、街のため、地球のために不必要なアイドリングをしないことがマナーである。不要なアイドリングは資源の無駄遣いにも直結していて、例えば、乗用車(2000cc・オートマチック車・平均燃費12km/l)では、10分間のアイドリングでガソリン約140ccが無駄になる。1日に10分のアイドリングをやめれば、1年間で約51lの節約になり、1l=110円とするところ5610円の燃料代が節約できる。(財)省エネルギーセンター調べ)アイドリング・ストップを習慣化することは、環境面と経済面の両方に有効であり、ドライバー一人ひとりの配慮がやがて大きな成果となる。
また、ドライバーには道路は休憩するために駐停車する場所ではないということとを再認識してほしい。休憩をとる場合は、安全で他の交通参加者の迷惑にならない場所にクルマを止めるべきである。

SJ Mail ご愛読者の皆様へ
今月号に対するご意見・ご感想をお寄せください!!

SJ編集部では今後の紙面づくりの参考にさせていただくため、日頃よりご愛読いただいている読者のみなさまのご意見・ご感想をお待ちしております。今月号へのご意見・ご感想は右記のメールアドレスへ。 sj-mail@ast-creative.co.jp
弊紙に対するご要望や個別のご質問には回答できかねる場合がございます。あらかじめご了承ください。